

# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集発行 遠賀町庶務課  
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

## 新年度を迎えて

遠賀町長 小川 登一郎



昭和四十四年の新しい年度を迎えて、もう既に初夏新緑を競うよい季節となりました。町民の皆様益々ご健勝に涉らせられ、何よりと存じます。

本町々政も、年々皆様のご協力により、着々と進めています。本年も又新たな決意と希望を以て町造りにいそしみたいと存じています。

ご承知のように町財政の規模が極めて小さく、予想されるあらゆる財源を集めましても本年度歳入歳出予算(当初)は総額一億七千

四百五十万円に限られているのであります。この財源を以て、如何に有効適切に運用するかに問題はかゝっているのであります。

本年度の町行政運用に当って、私は三本の柱(一、明るい町造り、二、健全な町造り、三、住みよい町造り)を設定したのであります。

### 一、明るい町造り

町民をして、不安のない、明るい日暮らしをしていただくように努めたい。勿論夫々の家庭生活の安定と平和が基本であります。町の行政としても僅かではあります。が町民税を減税し標準税率に近づけるように努力しています。本年度一〇%、来年度さらに一〇%減じて、来年度は標準税率に到達するようにしたいと思っております。

なお役場職員に於ても、一層町

民への奉仕精神を發揮し、住民との緊密な融和を図り「自分達の役場」という気持ちになつていただき、気易く出入の出来るムードを作ることに努めたいと思っております。

又、不正や疑惑をもたれぬ明るいガラス張りの町政を打ちたて、よごばれる町造りをしていきたいと思います。

### 二、健全なる町造り

町の財政が貧弱でありますが入るを量って出づるを制する」という経済の原則に立つて、財政の運用をして行きたいと思ひます。如何なる事業をするにも、財源の確保が優先することは論を俟たぬことであります。

本町としても本年度計画の事業として、県立遠賀農芸高等学校建設に伴つ、高家道路の改修、千代

この週間にちなんであらためて児童の幸福をみんなで考えなおしましょう。

「みんなで守ろう」というもの権利」

「みんなで子どものしあわせを

遠賀町教育委員会  
 遠賀町青少年問題協議会  
 遠賀町社会福祉協議会

## 五月五日から

### 児童福祉週間

こどもの日から児童福祉週間がはじまっています。

全国いたる所で五月晴れの空を元氣よく泳いでいるコイノボリは、あたかも我が子の将来を祈る

親心が春の空にあふれているように感じられます。

この行事は古く中国から伝わったときですが、今では日本特有のものになっています。

### 町民の動き

3月末	2,261世帯
男	4,397人
女	4,809人
計	9,206人
4月異動	
	+ 15世帯
男	+ 26人
女	+ 17人
計	+ 43人
4月末	2,276世帯
男	4,423人
女	4,826人
計	9,249人

丸高家間の山手線道路の改良工事、山田川下流の浚渫工事、水道の拡張工事、山手線の舗装等々、財源と均衡をとりながら、事業の遂行を図りたいと思っております。然しながら、町百年の計を樹てる上から、色々の事業が予想されますが、これ等については特定財源を持たぬ本町として、慎重に考究しなければならぬと思っております。

### 三、住みよい町造り

最近団地その他に住宅が造成され、漸次本町内への入居者が殖えつつありますが、転入居者についての関心事は、税金の問題であり、道路と民生施設であろうかと思ひます。減税のことについては、前述のとおりであります。道路の整備や民生施設については、順次これらの整備に努め、魅力のある住みよい町造りをやりたいと思っております。

以上三つの目標を樹て、町民皆様によるこはれる町造りに専念したいと思ひますが、こうした目標の実現については何と云つても一朝一夕では不可能であり、日を重ね年をおうて、順次この理想の実現に努力したいと思ひます。

どうか町民皆様の上とも、絶大なる御協力和御支援をお願い申し上げ、ここに年度始めのご挨拶といたします。

# 「わが町の交通安全運動」

## 世界の願い交通安全

### みんなで勤労少年を 非行から守りましょう

春の交通安全福岡県民運動の一環として本町に於ても交通安全運動を実施いたします。

毎年この運動が全国的に強力に推しすすめられているにもかかわらず、交通事故が増加の一途をたどっている事は真になげかわしいことであります。

一たび交通事故をひき起すと被害者、加害者ともよりその家族の人々が精神的、肉体的、経済的にも窮地におちいったことや、目をおおような悲劇や惨事を毎日新聞テレビなどで御覧になっておられる事と思えます。

しかしながら何事でもその頼りが過ぎると、人情の常としてややもすると軽視されがちです。交通事故を人ごとと考えずに我が身にふりかかった問題として肝に銘じていつも心に止めておきましょう。

皆様の家庭で夕飯のたんらん時に新聞ラジオ、テレビなどで広報されていることなどを中心に、交通事故防止について家族ぐるみで話題をもち出して話し合ひましょう。

家族が家を出るときには正しい歩行、車に注意するように、また車を運転する人には安全運転をして特に飲酒運転をしないように家

を出るときには必ず「愛の一声」をかけて下さい。

- 一、実施期間 五月十一日から五月二十日まで
- 一、主 唱 遠賀町交通安全推進協議会
- 一、重点実施要項

- 1 歩行者(特に幼児、学生、老人)の交通安全確保
- 「親がまず、手本を示そう、正しい横断」
- 2 自家用自動車の安全運転実施
- 「急停車されてもよい距離 よい速度」
- 3 飲酒運転の追放
- 「飲んだら 乗るな 乗るなら 飲むな」



## 危険物取扱主任者

### 試験実施

申込期日 四月二十一日から  
五月二十日まで  
試験日 六月一日(福岡市)

その他くわしいことは役場庶務課までお問い合わせ下さい。

勤労少年を非行から守るためには、少年を雇用する会社、工場、事業場等が警察や、青少年協、労働基準監督署、教育委員会等の関係機関と協力して、職場環境の浄化や、非行勤労少年の早期発見、指導を強く推進する必要があります。

## 梅雨と台風の予想

九州北部地方

今年の暖候期は天候の変動が大きく、梅雨期や盛夏期には少雨傾向が予想されます。

春の候で五月は曇りや雨の日が多いですが雨量は比較的少ない見込みです。梅雨型の気圧配置は五月下旬からあらわれますが、六月中旬までは梅雨期には局地的大雨が降るおそれがあります。

梅雨明けは平年並でしょう。盛夏期の前半は夏らしく順調な天候が続きますが、後半は一時低温があらわれ、又局地的に大雨が降るおそれがあります。

この予想は三月までの資料によって作ったものですが、新しい資料が入ると予想が変更することもあるので、今後発表される長期予想に注意して下さい。

(福岡管区気象台)

## 特設法律、人権相談所開設

一、ところ 遠賀町公民館別館

一、相談担当事項

- 1 人権問題に関するもの
- 2 借地借家等の問題
- 3 金銭貸借関係など民事一般
- 4 離婚相続などの家庭問題
- 5 その他一般法律問題

一、相談内容については秘密厳守

この記念行事の一環として、左記により特設の法律、人権無料相談所を開設して、皆様方のお役に立ちたいと思っておりますので、お知らせいたします。

気がるに御利用下さい。

記

一、とき 五月二十三日 十時～十五時

福岡法務局北九州支局  
北九州人権擁護委員協議会

遠 賀 町

### 電話局からのお知らせ

- 一、遠賀川局区内にボックス公衆がつきました。
- ①場所 遠賀川森田酒店横
- ②ご注意
  - イ、電話のかけ方はボックスの中に掲示いたしておきますのでよくご理解になりご利用ください、利用の際曲った十円は故障のもつです。よくたしかめてお入れください。
  - ハ、利用時間には制限はありません。かわいがってご利用ください。
  - 二、現在電話をおもちの方へ八月自動改式と同時に変わる番号を各個人宛通知いたしております。
  - 三、新しく電話をお申し込みの方へ、
- ①昭和四三年十二月中旬頃迄にお申し込みの方は自動改式がすんだ後九月頃までにとりつけいたします。
- イ、但し農村集団自動電話をおもちの方で一般の電話お申し込み

### 児童扶養手当受給

該当者はいませんか？

- 労働者、公務員等に対しては厚生年金、船員保険、共済組合等の年金があり自営業者、家事従業者などの一般国民には、国民年金法が制定され、その中に母子年金及び母子福祉年金の制度が設けられ、しかも、母子福祉年金は無拠出の全額庫負担の制度として充足したのですが、この母子福祉年金は、夫と死別した母子世帯を対象とし、夫と離婚した場合の母子世帯は対象となっておりません。
  - 死別、生別を問わず母子世帯の社会的、経済的実態は同じで死別の母子世帯のみ母子年金及び母子福祉年金のような社会保障の措置を講じ、生別世帯についてはその種の社会保障を講じないでおくということとは、公立を失するものであるという所から児童扶養手当制度が出来ました。
  - (昭和三十七年一月より施行) 「支給対象となる基本的な要件」
  - 1 受給者(養育者)
    - イ、日本国民であること
    - ロ、日本国内に住所を有すること
    - ハ、公的年金を受けていないこと
  - 2 児 童
    - イ、日本国民であること
    - ロ、日本国内に住所を有すること
    - ハ、公的年金を受けていないこと
    - ニ、義務教育終了前であること
    - ホ、二十才未満の障害児であること
  - 3 父 の 状 況
    - イ、婚姻解消していること
    - ロ、死亡していること
    - ハ、廃疾であること
    - ニ、生死不明であること
    - ホ、遺棄していること
- ※遺棄とは、生死不明ではないが一年以上にわたって児童と同居せず、かつ、扶養義務及び監護義務をまったく認められない場合である。
- へ、拘禁されていること  
ト、未婚の母の手であること  
チ、棄て子であること
- 以上が受給資格に成る基本的要件ですが、その他に所得制限等もありますので、くわしいことは役場住民課年金係の方へお問い合わせ下さい。

### 国民年金に加入しましょう

国民皆年金から、トリ、残され  
ないようなたと私の年金権を守  
りましょう。

今のお年寄りがもっている老  
令福祉年金は、明治四十四年四月  
一日以前に生れた方たちの年金で  
す。明治四十四年四月二日以後の  
生れて二十才以上の方は、国民  
厚年、船員保険、官庁、公社、学  
校等の共済組合のどれかに加入し

### 戦傷病者のお知らせ

昭和十三年四月以降に旧軍人、  
準軍人で公務のため負傷又は疾病  
されて傷病賜金(第一目症、第二  
目症)を受給された方はすみやかに  
役場社会係まで申し出て下さ  
い。

傷病賜金第一目症  
下士官以上六六〇円  
兵 六〇〇円

傷病賜金第二目症  
下士官以上四九五円  
兵 四五〇円

### 戦没者のご遺族のお知らせ

ご遺族の皆さんに三万円の特  
別弔慰金が支給されています。

この弔慰金は昭和十六年十二  
月八日以降太平洋戦争で亡くなら  
れた戦没者の遺族で、昭和四十年四  
月一日現在、公務扶助料や、遺族  
年金等ももらっていない場合に限  
り、戦没者の子、父母、孫、祖父  
母、兄弟姉妹のうち生存されてい

る上順位の遺族に対して、支給さ  
れるものであります。

まだ請求されていない方は、い  
ろいろと支給条件もありますし、  
今年の六月三十日までに請求しな  
いと受給できなくなりまますので、  
役場の社会係へ早目に相談のう  
え、請求して下さい。

### 戦傷病者の奥様のお知らせ

戦傷病者の妻に十万円の特別給  
付金が支給されることになりまし  
た。

この特別給付金は昭和十二年七  
月七日以降に負傷したり、病気に  
なり、増加恩給又は障害年金等の  
支給を受けている戦傷病者等で、  
特別項症から第七項症(障害年金  
の場合は大項症および一級症)ま  
でに該当する方の妻に、支給され  
るものであります。

まだ請求されていない方は、今  
年の六月三十日までに請求しな  
いと、受給できなくなる方もありま  
すので、役場の社会係へ早目に相  
談のうえ、請求して下さい。

### 国をささえる若い力

自衛官 婦人自衛官

募集集中

応募資格  
満十八才以上満二十五才未満  
の健康な男子(女子)

その他くわしいことは役場庶務  
課までお問い合わせ下さい。

# 今月の税金

## 国民健康保険税 第一期

納期限 五月三十一日

納期限内に納めましょう

昭和四十四年度

### 区長生産組合長

区名	氏名	上別府	石松 正人
島津	江藤 優	若葉合	岩本 武雄
若松	舛添 忠	虫生津	繩手 勉
鬼津	二村 政人	東町	高橋 龜雄
尾崎	三島 文吾	西町	石田 茂
別府	鶴井 寿年	浅木	森 住夫
千代丸	吉田 正伸(生)	老良	添田 利元
今吉賀	柴田十久夫	広渡	柴田誠太郎
遠賀川	石松 泰景	旧停	柴田 清昭(生)
新町	徳王 隆利	松の本	柴田 種敏(生)
木守	片山 武司	道管	山口 安衛(生)

### 建物の異動届について

建物を解体した場合や倒壊、焼失などが起ったときはすみやかに役場税務係まで届けて下さい。

届出でをされないといつまでも存在しない建物に固定資産税が課税される場合があります。

### 就職のことでお困りの方は

#### 職業安定協力委員へ

遠賀町では高崎氏が昨年から職業安定協力委員に就任されて活躍をして頂いております。

この間、多くの就職問題を処理されて参りましたが今後とも就職などのことでお困りの方は遠慮なくご相談下さい。事件解決のためには親身になって世話をさせていただきますので左記へお尋ね下さい。

遠賀町大字尾崎六九四  
(電話遠賀川八二二二)  
高崎 博 愛

### 身体障害者(児)更生援護

#### 巡回相談

- 一、日時 五月十九日(十時~十一時) 五時
- 一、場所 芦屋町母子健康センタ
- 一、相談事項
  - イ 身体障害者手帳に関するこ
  - ロ 更生医療に関すること
- 一、携行品
  - イ 印鑑
  - ロ 身体障害者手帳

### 胃の検診申し込みについて

四十四年度日本赤十字主催で胃の検診をいたしますので希望者は役場社会係まで申し込み下さい。

一、受付人員 約百名

### 小児マヒの生ワク投与

左記のとおり実施しますので該当児は洩れなく受けられますようお知らせします。

記 日 時 五月三十日(金)

場 所 遠賀町公民館

該当児 生後三ヶ月~一才未満のもの。まだ一回も投与を受けていないもの及び

一回投与を受けた者。  
料 金 七十円。但し生活保護家庭の幼児は無料。

投与を受けてはいけない者  
熱のある者、下痢をして  
いる者、病後衰弱の激しい者。

※必ず母子手帳を持参して下さい。

### 日本脳炎予防接種実施

日本脳炎(一般住民)の予防接種を今年から町内開業医において実施することになりましたので下記の日時に接種されますよう通知します。

記 日 時 五月二十日から七月十日 まで五日間。

各医院の診療時間内 九時~十八時まで

但し日曜、祭日は休み

料 金 一人一回につき二〇〇円

※① 生活保護家庭は全員無料

② 被接種者の世帯の当該年度分町民税の額が均等割以下ならびに非課税である場合で次の者は無料。

生後六ヶ月~十五才未満及び五十五才~六十五才未満の者。但し①、②の世帯の者は役場から証明書の交付を受けて下さい。

証明書を持参されないときは料金を徴収されます。

### 田植機実演会のお知らせ

農家の皆様には、種まきの準備で御多忙のことと存じます。

つきましては、稲作近代化運動の重点目標である二割省力は、田植の機械化に俟つところが大きく、生産性の向上を図る目的で左記のとおり実演会を行いますので、お誘い合せの上多数参加されますようお知らせします。

記 日 期 五月二十二日

一、時間 〇午前十時~十時半

一、主催者 福岡県 遠賀町 遠賀郡農協

講師 石田専技

〇十時半~十一時半 各社毎の機械説明

〇十一時半より実演会

一、場所 広渡(農事センター裏)

一、出場機種 七機種

カンリユウ式、佐藤式、久保田式、ヤンマー式、三菱式、井関式

田植機械の説明